

各種届出（手数料不要）

広告物の管理者を設置または廃止したとき

屋外広告物等管理者設置・廃止届

設置したときは管理者の資格を証明できる書類の写しを添付

広告物の表示者・設置者または管理者が変わったとき

屋外広告物等表示者・設置者(管理者)変更届

新たに管理者となった者の有資格を証明できる書類の写しを添付

広告物の表示者・設置者または管理者の届出内容(住所等)が変わったとき

屋外広告物等表示者・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届

広告物等を撤去したとき

除却届 自主的に撤去した後に届け出てください。

滅失届 災害等により滅失したときに届け出てください。

**屋外広告業登録申請書（変更届、廃止届を含む）は埼玉県の田園都市
づくり課へ**